

労災保険指定訪問看護事業者療養担当契約事項

(療養の給付の内容)

- 1 労災保険指定訪問看護事業者(以下「労災指定訪問看護事業者」という。)は、労働者災害補償保険法施行規則第11条第1項及び第18条の5第1項の規定による療養給付のうち、居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護を行うこと。

(指定要件)

- 2 労災指定訪問看護事業者は、健康保険法の規定により指定訪問看護事業者に指定されている者でなければならない。

(指定の申請)

- 3 労災保険指定訪問看護事業者として指定を受けようとする者は、訪問看護を行う事業所(以下「訪問看護ステーション」という。)ごとに、別に定める様式により、訪問看護ステーションの所在地を管轄する都道府県労働局長(以下「所轄労働局長」という。)に申請すること。

(療養の給付請求書等の処理)

- 4 労災指定訪問看護事業者は、療養の給付を受けることができる者(以下「傷病労働者」という。)からの療養の給付を受けることを求められたときは、その者の提出する「療養補償給付たる療養の給付請求書」(労働者災害補償保険法の施行に関する事務に使用する文書の様式を定める件(昭和35年4月1日労働省告示第10号)に定める様式(以下「告示様式」という。)第5号)又は「療養の給付たる療養の給付請求書」(告示様式第16号の3)(以下「療養の給付請求書」という。)によって療養の給付を受ける資格があることを確かめること。

ただし、緊急止むを得ない事由によって療養の給付請求書を提出することができない者については、この限りでない。この場合においては、事後に遅滞なく提出させること。

傷病労働者が、傷病補償年金又は傷病年金受給者である場合には、年金証書の確認を行う。

傷病労働者から提出された療養の給付請求書は、その者に係る第1回目の「労災保険訪問看護費用請求書」に添付してその者の所属する事業場の所在地を管轄する労働基準監督署長、傷病補償年金又は傷病年金受給者である場合には、その者の年金証書に記載されている給付決定を行った労働基準監督署長(以下「所轄監督署長」という。)に対し、所轄労働局長を経由して提出すること。

(訪問看護の実施要件)

- 5 労災指定訪問看護事業者は、傷病労働者の診療を担当した医師の指示により訪問看護を行うこと。

(所轄監督署長への通知)

- 6 労災指定訪問看護事業者は、傷病労働者が詐欺その他不正行為により訪問看護を受け又は受けようとしたときは、遅滞なくその旨を所轄労働局長を経由して所轄監督署長に通知すること。

(訪問看護費用の算定)

- 7 労災指定訪問看護事業者が行う訪問看護の費用の額は、訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法(平成20年3月5日厚生労働省告示第67号)の別表「訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法」により算定した額とする。

また、その他の費用の取扱いについては、健康保険の定めるところによることとする。

(訪問看護費用の請求)

8 労災指定訪問看護事業者は、訪問看護に係る費用について、訪問看護事業所ごとに労災保険訪問看護費用請求書に労災保険訪問看護費用請求内訳書及び主治医から交付された訪問看護指示書の写しを添付して、毎月分につきその翌月10日までに所轄労働局長に請求すること。

ただし、次に掲げる各号の一に該当する場合には、政府はそれに要した費用の全部又は一部を支払わないこと。

(1) 業務災害又は通勤災害以外の負傷又は疾病に対して訪問看護を行った場合。

(2) 関係法令又は本契約事項に違反して訪問看護を行った場合。

(指定期間)

9 指定期間は、原則として指定の日から3年とすること。

ただし、指定期間満了の前日6カ月より3カ月までの間に、訪問看護事業者の指定を行った所轄労働局長又は労災指定訪問看護事業者から別段の申し出がないときは、その指定はその都度更新されるものとする。

(管理者)

10 労災指定訪問看護事業者は、訪問看護ステーションごとに専ら訪問看護の職務に従事する管理者を置かなければならない。

なお、管理者は以下に掲げる要件を満たしていなければならない。

(1) 管理者は、保健師又は看護師であること。

(2) 管理者は、適切な訪問看護を行うために必要な知識及び技能を有する者であること。

(秘密保持)

11 保健師、看護師、准看護師、理学療法士及び作業療法士(以下「看護師等」という。)は、正当な理由がなく、その業務上知り得た被災労働者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

(訪問看護計画書の作成等)

12 訪問看護計画書の作成等に当たっては、次の事項に留意すること。

(1) 看護師等(准看護師を除く。)は、被災労働者ごとに訪問看護計画書及び訪問看護報告書を作成しなければならない。

(2) 事業所の管理者は、訪問看護計画書及び訪問看護報告書に関し、必要な管理をしなければならない。

(3) 労災指定訪問看護事業者は、主治医に訪問看護計画書及び訪問看護報告書を提出しなければならない。

(指定の取消)

13 労災指定訪問看護事業者が次の各号の一に該当する場合には、所轄労働局長はその指定を取り消すことができる。

(1) 健康保険法に定める指定取消事由の一に該当したとき。

(2) 本契約事項に違反したとき。

(3) 訪問看護費用の請求について不正行為があったとき。

(4) その他労災指定訪問看護事業者として存続させることが不相当と認められる行為があったとき。

(変更の届出)

14 労災指定訪問看護事業者は、次の各号の一に掲げる事由が生じたときは、速やかにその旨及びその年月日を所轄労働局長に届け出ること。

- (1) 訪問看護事業者の名称、住所が変更されたとき。
- (2) 代表者に異動があったとき。
- (3) 支払を受ける金融機関又は口座を変更したとき。

(休廃止に伴う届出)

15 労災指定訪問看護事業者が事業を廃止、休止、若しくは再開したときは、下記の事項を所轄労働局長に届け出ること。

- (1) 廃止又は休止した理由
- (2) 廃止又は休止した場合には、現に指定訪問看護を受けている者に対する措置
- (3) 休止する場合には休止予定期間

(施行期日)

16 本契約事項は、平成6年10月1日から実施する。